

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人富士山クラブ（以下「この法人」という。）の定款第15条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、認定特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年10月5日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項 目	決済権者
	理事長
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○
人事及び給与（役員報酬含む）に関する事	○
規程案の作成に関する事	○
契約の締結に関する事	○
支出に関する事（100,000円以上）	○
特に重要な事業の実施に関する事	○
職員の教育・研修に関する事	○
渉外に関する事	○
福利厚生に関する事	○
特に重要な寄付の受入に関する事	○
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○